

事業名	飼料・堆きゅう肥の分析関係事業 <span style="float: right;"><a href="#">畜産研究所HPへ</a></span>		
予算区分	国庫・県他 (743千円)	担当	経営技術研究室 企画開発研究グループ
事業期間	継続 (昭和51～ 平成26年度から当所)	協力関係	FAMIC (農林水産消費安全技術センター) 農林水産部畜産課 家畜保健衛生所、県民局
事業目的	<p>1. 粗飼料及び堆きゅう肥分析 畜産経営の安定に資するため、県内の畜産農家からの依頼に応じて、粗飼料及び堆きゅう肥の成分等を分析し、成績をフィードバックすることにより、畜産経営の改善に寄与する。</p> <p>2. 配合飼料等の検定及び立入検査 飼料安全法に基づく飼料製造業者及び販売業者への立入検査を実施するとともに、収去した飼料の栄養性について公定法により分析し、その結果を県公報で公表し、併せて畜産課を通じてFAMICに報告する。飼料製造業者の申請により、公定規格が定められている飼料について、検定を実施する。</p>		
<p>○ <b>本年度事業のねらい</b></p> <p>粗飼料及び堆きゅう肥分析については、畜産経営の安定及び発展に寄与するために、県内の畜産農家からの依頼に応じて、粗飼料及び堆きゅう肥の分析を行う。</p> <p>また、配合飼料等の検定及び立入検査については、飼料安全法に基づき、飼料製造業者からの検定並びに製造業者及び販売業者等の立入検査等を行う。</p> <p>事業1 飼料品質向上推進事業（粗飼料及び堆きゅう肥分析） 〈事業の内容〉 各家畜保健衛生所を経由して分析を受け付け、近赤外線による分析法又は化学的分析法により分析して、その結果を各家畜保健衛生所を通じて県民局の協力を得ながら回答する。</p> <p>事業2 流通飼料等安全性確保推進事業（飼料製造業者等の立入検査及び飼料等の検定） 〈事業の内容〉 飼料安全法に基づき、飼料製造業者・販売業者等の立入検査を実施するとともに、収去した飼料の栄養性について、公定法により分析し、その結果を県公報で公表し、併せて畜産課を通じてFAMICにも報告する。飼料製造業者の申請により、公定規格が定められている飼料について、検定を実施する。</p> <p>○ <b>前年度までの成果</b></p> <p>昭和51年度から平成25年度までは、岡山家畜保健衛生所（病性鑑定課含む）で実施されていた本事業が、平成26年度からは当所で実施している。</p> <p>平成28年度は、粗飼料分析が35件、堆きゅう肥分析が146件分析申込があり、飼料安全法に基づく飼料製造業者の立入は延べ13ヵ所で、17件の飼料を収去して栄養性を分析し公表した。</p> <p>○ <b>協力関係</b></p> <p>FAMIC（農林水産消費安全技術センター）、農林水産部畜産課 家畜保健衛生所、県民局</p>			

○ 前年度までの問題点・課題

粗飼料及び堆きゅう肥分析については、関係機関の行事等により分析点数が増減し、県外の分析機関に分析を依頼する傾向も見られる。

○ 本年度の事業計画

事業1 飼料品質向上推進事業

〈事業の考え方、内容〉

近赤外線による粗飼料及び堆きゅう肥及び化学的成分の分析

分析予定件数：粗飼料分析40件

(分析項目：水分・粗蛋白質・粗脂肪・粗繊維・粗灰分・NFE・ADF・NDF・DCP・TDN)

：堆きゅう肥分析105件

(分析項目：水分・窒素・リン酸・加里・炭素・PH・EC・C/N・有機物)

(化学的成分：粗飼料 Ca・Mg・K・P・NO<sub>3</sub>-N 堆きゅう肥 Mg・Ca)

事業2 流通飼料等安全性確保推進事業

〈事業の考え方、内容〉

飼料製造業者製造の立入検査及び収去飼料の栄養性分析

(栄養性の分析は表示されている成分について実施)

飼料製造業者からの検定申請に基づく検定

共通試料の分析鑑定

検査予定件数：飼料製造業者立入検査延べ13ヵ所、飼料収去及び栄養成分分析18件

共通試料の分析鑑定 FAMICから送付される共通試料の分析鑑定

○ 次年度以降の計画

畜産農家において、自給飼料の生産は経営安定にとって最重要課題と認識されており、畜産物の低コスト生産には欠くことができない要素である。

そこで、農家自らが生産する自給飼料や堆きゅう肥の成分を分析し、それを経営に役立てるようにサポートしていくためにも、成分分析を実施することを推奨していく。

飼料安全法に基づく飼料製造業の立入検査及び飼料の収去については、安全な畜産物の生産のため今後も積極的に推進する。

年度スケジュール

